



平成 25 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 **株式会社 イチケン**  
代 表 者 名 代表取締役社長 土谷 忠彦  
(コード番号 1847 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 財務経理部長 渡辺 直之  
(TEL. 03 - 3845 - 8096)

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の決算短信等を訂正した件につきまして、平成25年9月12日付で株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第502条第1項第1号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせ致します。

別添書類：改善報告書

以 上




# 改善報告書

平成 25 年 9 月 30 日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 清田 瞭 殿

株式会社イオン  
代表取締役社長 谷 忠 彦



このたびの当社の不適切な会計処理に関する過年度決算短信及び有価証券報告書等（以下「過年度決算短信等」といいます。）の訂正の件について、有価証券上場規程第 502 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

## 目 次

1. 経 緯	3
(1) 過年度決算訂正の内容	3
① 決算訂正の主な内容	3
(a) 先送りした工事原価の増額修正	3
(b) 返済により追加された工事原価の減額修正	3
(c) 工事原価総額修正を原因とした工事進行基準に基づく完成工事高(売上高)の修正	4
(d) 工事損失予想額修正を原因とした工事損失引当金繰入高(売上原価)の修正	4
(e) 損益の修正に伴う法人税等の税金並びに繰延税金資産の修正	4
② 財務諸表	5
(a) 平成 22 年 3 月期(第 84 期)	5
(b) 平成 23 年 3 月期(第 85 期)	7
(c) 平成 24 年 3 月期(第 86 期)	9
(d) 平成 25 年 3 月期(第 87 期)	11
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因について	13
① 不適切な会計処理が発覚した経緯	13
② 不適正開示の原因となった行為の内容	13
(a) 概 要	13
(b) 付け替えの規模	14
(c) 付け替えの実行	14

(d) 付け替えの方法	15
③ 不適切な会計処理の内容	17
(a) 工事原価の先送り	17
(b) 簿外債務の返済	17
④ 不適正開示の原因となった行為への全関係者の関与状況	18
(a) 当社における関西支店の位置付け及び関西支店の組織概要	18
(b) 当社内の関与者	18
(c) 関与した協力会社	19
(d) 関西支店以外の支店	19
⑤ 不適正開示の原因となった行為に係る認識、目的、動機等	19
2. 改善措置	20
(1) 不適正開示の発生原因の分析	20
① 受注プロセスにおける問題点	20
② 購買(発注)プロセスにおける問題点	20
(a) 競争見積の一部不実行	20
(b) 購買回議書の審査上の問題点	20
(c) 予算照合手続の不十分性	21
③ 支払プロセスにおける問題点	21
④ 全社的な統制環境に関する問題点	22
(a) コンプライアンス意識の欠如	22
(b) 人事の長期固定化	22
(c) 内部通報制度の形骸化	23
⑤ 管理部門の牽制不足(組織内のガバナンス体制の脆弱性)	23
⑥ 内部監査機能の不十分性	23
(2) 再発防止にむけた改善措置	24
① 受注プロセスの改善	24
② 購買(発注)プロセスの改善	24
(a) 競争見積の例外処理の明確化	24
(b) 購買回議書の審査に係る社内規定の遵守	25
(c) 予算照合手続の厳格化	25
③ 支払プロセスの改善	25
④ 全社的な統制環境の改善	26
(a) 全役職員に対するコンプライアンス教育の実施	26
(b) ジョブローテーションの実施	26
(c) 内部通報制度の活性化	26
⑤ 牽制機能の強化とリスク情報の早期把握	27
(a) 支店管理部門の本社部門への移管	27
(b) 協力会社に対するアンケート調査の実施	27
(c) 協力会社専用の相談窓口の設置	27
⑥ 内部監査体制の強化	28
(a) 監査部門の体制強化	28
(b) 監査役会との連携強化	28
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識	28

## 1. 経緯

### (1) 過年度決算訂正の内容

当社は、平成 25 年 8 月 6 日付『不適切な会計処理が行われた可能性の判明』及び『四半期報告書の提出の見込み』について」にて公表いたしました、当社関西支店において不適切な会計処理がなされた懸念に関し、同日付で、当社と利害関係のない専門家による外部調査委員会を設置し、事実関係の調査分析を進めてまいりました。その結果、平成 25 年 9 月 9 日付「外部調査委員会の報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしました外部調査委員会（委員長：有田 知徳 弁護士）の調査報告書を受領し、かかる調査報告書による指摘事項を踏まえ、過年度の決算について訂正が必要であると判断し、過年度決算の訂正を行いました。

過年度決算の訂正が必要であると判断するに至った調査結果は次のとおりです。

外部調査委員会の調査により、当社関西支店の施工部門長が、平成 22 年以降、工事費用の予算が不足して損益の悪化が見込まれる工事等について、協力会社（下請会社）に工事代金の一部を請求しないよう依頼し、別の工事の工事代金として請求させて支払うこと（以下「工事原価の付け替え」といいます。）を繰り返していたことが判明しました。

工事原価の付け替えにより、工事ごとの原価が先送りされ、本来は赤字である工事に利益が計上され、あるいは、赤字幅が圧縮され、また、これを返済する工事では逆に原価が増加することとなり、実態とは異なる損益が計上される結果となっていたことから、過年度決算の訂正を行ったものであります。

工事原価の付け替え総額は 862 百万円であり、過年度決算の訂正による純資産への負の影響額は 564 百万円となりました。なお、純資産への影響額は、平成 22 年 3 月期第 2 四半期から平成 25 年 3 月期通期までの損益への影響額の累計額であります。

#### ① 決算訂正の主な内容

##### (a) 先送りした工事原価の増額修正

先送りした工事原価は、その発生元の工事原価として計上することが必要となります。そこで、該当する工事の完工時点において、将来における支払い合意金額により工事原価を計上するとともに、協力会社に対する債務を未払金に計上しました。

なお、工事原価の計上のタイミングは、該当する工事の完工時点としました。

##### (b) 返済により追加された工事原価の減額修正

協力会社に対して簿外債務（過去の工事原価の先送り）を返済する場合には、特定の工事において、協力会社から架空の請求書を発行してもらい、その請求書に対して支払いを行うという方法がとられていました。したがって、協力会社に対する簿外債務を返済する場合には、その反対勘定として、「完成工事原価」、又は、それが完工するまでは「未成工事支出金」が計上されていました。しかし、今回の決算修正により、簿外処理をされていた協力会社への「工事原価の先送り」に対して「完成工事原価」及び「未払金」が認識計上された後においては、その後の「簿外債務の返済」において、「完成工事原価」又は「未成工事支出金」を計上すると、「完成工事原価」又は「未成工事支出金」が二重計上される結果となります。そこで「簿外債務の返済」に際して計上した「完成工事原価」又は「未成工事支出金」の金額を取り消し、その代わりに、「工事原価の先送り」を認識した際に計上した協力会社への「未払金」の残高を減額する修正が必要となりました。

なお、簿外債務の返済を仮定する時点は、工事完成基準を適用している工事に関しては、「工事原価の先送り」に際しての仮定期間と同様に、対応する工事の完工時点としました。他方、工事進行基準を適用している工事に関しては、規模も大きく、より厳格な取り扱いが求められるため、当該支出に関する社内決裁書類である購買回議書の承認月を簿外債務の返済時点と考えることとしました。

(c) 工事原価総額修正を原因とした工事進行基準に基づく完成工事高（売上高）の修正

当社では、収益の計上基準として、「工事完成基準」のほか、一定の条件を満たす場合には、工事の進行状況（進捗率）に応じて収益を認識する「工事進行基準」を採用しています。なお、工事進行基準の適用は、「工事の進行途上においても、期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合」に限定されています。具体的には、工事価格（税抜）1億円以上、かつ工期が6ヶ月以上の工事のうち、①請負金額が当事者間で合意されている、②適正な実行予算の作成と見直しが実施されている、③決算日において、適切な進捗度が見積もられる、という3条件を満たしている工事に関して、工事進行基準が適用されています。工事進行基準の適用における進捗率の見積もりは、原価比例法によっています。当社では、工事進行基準を適用する工事の完工前の原価は、協力会社から請求書が到来し、その支払いを決定した月末締め日時点において算入しています。

今回の「工事原価の先送り」と「簿外債務の返済」により、工事原価総額や発生した工事原価がゆがめられ、工事進行基準を適用している工事に関して工事の進捗率の見積もりが適正に行われていなかったため、工事進行基準を適用している工事に関して工事の進捗率を見直す必要がありました。

そこで、今回の修正では、工事原価の先送りがなされた工事案件に関しては、当初の実行予算ベースでの工事原価見積もりに、先送りした原価を加算し、工事原価総額を当初から増額修正しました。工事原価の増額修正の結果、工事進行基準を適用している工事に関しては、工事の進捗率が低下し、完成工事高（売上高）が減少しております。

他方で簿外債務の返済をした工事案件に関しては、当初から返済を見込んで実行予算を作成しているケースが見当たらなかったため、工事原価総額から簿外債務の返済分は減額していません。

(d) 工事損失予想額修正を原因とした工事損失引当金繰入高（売上原価）の修正

当社では、受注工事に係る将来の損失に引き当てるため、期末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を工事原価に計上しています。具体的には、「実行予算での工事損失額が900万円以上の工事に関してはその損失額の全額」を、「実行予算での工事損失額が0円以上から900万円未満の工事に関してはその損失額の50%」を、それぞれ工事損失引当金に繰り入れております。繰入額は完成工事原価の一部を構成しています。

今回の修正に際しては、関西支店において、当初から費用が過少に操作された実行予算を組まれているケースが多かったという事情に鑑みて、先送りされた工事原価の金額を当初の実行予算に加算したうえで、修正後の実行予算での工事損失額に応じて前記の基準により工事損失引当金繰入額（売上原価）を修正しました。他方、簿外債務の返済（先送りされた工事原価の支払い）金額に関しては、実行予算編成時において、簿外債務を持つ協力会社への返済を組み入れて予算を作成していた事例が見当たらないことから、工事損失引当金の計上の要否の検討に際して、当該返済分を考慮していません。

## (e) 損益の修正に伴う法人税等の税金並びに繰延税金資産の修正

前記の各修正の結果による各期の損益の修正に伴い、法人税等の税金並びに繰延税金資産の修正を行いました。

## ② 財務諸表

## (a) 平成22年3月期(第84期)

## 【損益計算書】

(単位:百万円)

事業年度	科目	訂正前	訂正後	影響額	変動率
平成22年3月期 第2四半期(累計)	売上高	29,421	29,414	△7	-0.02%
	完成工事高	29,040	29,033	△7	-0.02%
	売上原価	27,611	27,607	△3	-0.01%
	完成工事原価	27,276	27,272	△3	-0.01%
	売上総利益	1,810	1,807	△3	-0.17%
	完成工事総利益	1,764	1,760	△3	-0.17%
	営業利益	426	422	△3	-0.70%
	経常利益	379	376	△3	-0.79%
	税引前四半期純利益	379	375	△3	-0.79%
	法人税、住民税及び事業税	9	9	-	-
	法人税等調整額	-5	244	249	N/A
四半期純利益	374	121	△253	-67.65%	
平成22年3月期 第3四半期(累計)	売上高	45,337	45,334	△2	0.00%
	完成工事高	44,774	44,772	△2	0.00%
	売上原価	42,706	42,737	30	0.07%
	完成工事原価	42,212	42,243	30	0.07%
	売上総利益	2,630	2,597	△32	-1.22%
	完成工事総利益	2,561	2,528	△32	-1.25%
	営業利益	908	875	△32	-3.52%
	経常利益	833	800	△32	-3.84%
	税引前四半期純利益	837	804	△32	-3.82%
	法人税、住民税及び事業税	14	14	-	-
	法人税等調整額	121	251	129	106.61%
四半期純利益	702	539	△162	-23.08%	
平成22年3月期 通 期	売上高	59,806	59,797	△8	-0.01%
	完成工事高	59,066	59,057	△8	-0.01%
	売上原価	56,630	56,665	35	0.06%
	完成工事原価	55,983	56,018	35	0.06%
	売上総利益	3,175	3,131	△44	-1.39%
	完成工事総利益	3,083	3,038	△44	-1.43%
	営業利益	912	868	△44	-4.82%
	経常利益	854	810	△44	-5.15%
	税引前当期純利益	895	851	△44	-4.92%
	法人税、住民税及び事業税	19	19	-	-
	法人税等調整額	-34	244	279	N/A
当期純利益	910	587	△323	-35.49%	

## 【貸借対照表】

(単位:百万円)

事業年度	科 目	訂正前	訂正後	影響額	変動率
平成22年3月期 第2四半期	(流 動 資 産)	25,383	25,376	△ 6	-0.02%
	完成工事未収入金	10,363	10,356	△ 6	-0.06%
	未成工事支出金	5,436	5,436	0	0.00%
	繰延税金資産	428	428	-	-
	未収消費税等	239	239	0	0.00%
	その他	189	189	-	-
	(固 定 資 産)	6,688	6,438	△ 249	-3.72%
	繰延税金資産	1,001	752	△ 249	-24.88%
	資産合計	32,071	31,814	△ 256	-0.80%
	(流 動 負 債)	22,718	22,715	△ 3	-0.01%
	工事未払金	6,424	6,420	△ 3	-0.05%
	未払消費税等	0	0	-	-
	未成工事受入金	3,571	3,571	0	0.00%
	工事損失引当金	30	30	-	-
負債合計	25,307	25,303	△ 3	-0.01%	
利益剰余金	2,064	1,811	△ 253	-12.26%	
純資産合計	6,764	6,511	△ 253	-3.74%	
負債純資産合計	32,071	31,814	△ 256	-0.80%	
平成22年3月期 第3四半期	(流 動 資 産)	24,028	24,040	11	0.05%
	完成工事未収入金	8,216	8,214	△ 2	-0.02%
	未成工事支出金	4,052	4,052	0	0.00%
	繰延税金資産	356	370	14	3.93%
	未収消費税等	91	91	0	0.00%
	その他	172	172	-	-
	(固 定 資 産)	6,468	6,324	△ 143	-2.21%
	繰延税金資産	947	803	△ 143	-15.10%
	資産合計	30,496	30,364	△ 132	-0.43%
	(流 動 負 債)	20,046	20,077	30	0.15%
	工事未払金	4,658	4,654	△ 3	-0.06%
	未払消費税等	0	0	-	-
	未成工事受入金	2,437	2,437	-	-
	工事損失引当金	130	164	34	26.15%
負債合計	23,419	23,450	30	0.13%	
利益剰余金	2,391	2,228	△ 162	-6.78%	
純資産合計	7,076	6,913	△ 162	-2.29%	
負債純資産合計	30,496	30,364	△ 132	-0.43%	
平成22年3月期 通 期	(流 動 資 産)	21,754	21,760	6	0.03%
	完成工事未収入金	8,697	8,688	△ 8	-0.09%
	未成工事支出金	2,520	2,520	0	0.00%
	繰延税金資産	495	511	15	3.03%
	未収消費税等	124	124	0	0.00%
	その他	156	156	-	-
	(固 定 資 産)	7,109	6,814	△ 295	-4.15%
	繰延税金資産	962	666	△ 295	-30.67%
	資産合計	28,863	28,574	△ 288	-1.00%
	(流 動 負 債)	17,955	17,990	34	0.19%
	工事未払金	5,079	5,075	△ 3	-0.06%
	未払消費税等	0	0	-	-
	未成工事受入金	1,435	1,435	-	-
	工事損失引当金	215	254	38	17.67%
負債合計	21,536	21,571	34	0.16%	
利益剰余金	2,600	2,276	△ 323	-12.42%	
純資産合計	7,326	7,003	△ 323	-4.41%	
負債純資産合計	28,863	28,574	△ 288	-1.00%	

## (b) 平成23年3月期(第85期)

## 【損益計算書】

(単位:百万円)

事業年度	科目	訂正前	訂正後	影響額	変動率
平成23年3月期 第1四半期	売上高	11,781	11,767	△ 13	-0.11%
	完成工事高	11,603	11,590	△ 13	-0.11%
	売上原価	11,106	11,115	8	0.07%
	完成工事原価	10,940	10,948	8	0.07%
	売上総利益	674	652	△ 22	-3.26%
	完成工事総利益	663	641	△ 22	-3.32%
	営業利益	180	158	△ 22	-12.22%
	経常利益	179	157	△ 22	-12.29%
	税引前四半期純利益	199	177	△ 22	-11.06%
	法人税、住民税及び事業税	3	3	-	-
	法人税等調整額	10	10	0	0.00%
	四半期純利益	185	163	△ 22	-11.89%
	平成23年3月期 第2四半期(累計)	売上高	24,763	24,736	△ 26
完成工事高		24,403	24,377	△ 26	-0.11%
売上原価		23,422	23,465	42	0.18%
完成工事原価		23,090	23,132	42	0.18%
売上総利益		1,340	1,271	△ 68	-5.07%
完成工事総利益		1,312	1,244	△ 68	-5.18%
営業利益		350	282	△ 68	-19.43%
経常利益		307	238	△ 68	-22.15%
税引前四半期純利益		337	268	△ 68	-20.18%
法人税、住民税及び事業税		8	8	-	-
法人税等調整額		20	△ 13	△ 33	-165.00%
四半期純利益		308	273	△ 34	-11.04%
平成23年3月期 第3四半期(累計)		売上高	36,952	36,913	△ 39
	完成工事高	36,416	36,376	△ 39	-0.11%
	売上原価	35,172	35,244	71	0.20%
	完成工事原価	34,689	34,761	71	0.20%
	売上総利益	1,780	1,669	△ 110	-6.18%
	完成工事総利益	1,726	1,615	△ 110	-6.37%
	営業利益	498	387	△ 110	-22.09%
	経常利益	429	318	△ 110	-25.64%
	税引前四半期純利益	458	347	△ 110	-24.02%
	法人税、住民税及び事業税	13	13	-	-
	法人税等調整額	57	62	4	7.02%
	四半期純利益	388	272	△ 115	-29.64%
	平成23年3月期 通 期	売上高	50,006	49,976	△ 30
完成工事高		49,293	49,263	△ 30	-0.06%
売上原価		47,834	48,163	328	0.69%
完成工事原価		47,211	47,539	328	0.69%
売上総利益		2,171	1,812	△ 358	-16.49%
完成工事総利益		2,082	1,724	△ 358	-17.20%
営業利益		523	165	△ 358	-68.45%
経常利益		422	64	△ 358	-84.83%
税引前当期純利益		562	203	△ 358	-63.70%
法人税、住民税及び事業税		17	17	-	-
法人税等調整額		99	50	△ 48	-48.48%
当期純利益		445	135	△ 309	-69.44%



## 【貸借対照表】

(単位:百万円)

事業年度	科目	訂正前	訂正後	影響額	変動率
平成23年3月期 第1四半期	(流動資産)	20,514	20,513	△ 1	0.00%
	完成工事未収入金	7,509	7,488	△ 21	-0.28%
	未成工事支出金	1,541	1,541	0	0.00%
	繰延税金資産	268	288	19	7.09%
	未収消費税等	0	0	-	-
	その他	180	180	-	-
	(固定資産)	6,617	6,318	△ 299	-4.52%
	繰延税金資産	1,177	878	△ 299	-25.40%
	資産合計	27,132	26,831	△ 300	-1.11%
	(流動負債)	16,547	16,592	44	0.27%
	工事未払金	3,651	3,646	△ 4	-0.11%
	未払消費税等	116	116	0	0.00%
	未成工事受入金	2,078	2,080	1	0.05%
工事損失引当金	132	180	48	36.36%	
負債合計	19,885	19,929	44	0.22%	
利益剰余金	2,606	2,260	△ 345	-13.24%	
純資産合計	7,247	6,901	△ 345	-4.76%	
負債純資産合計	27,132	26,831	△ 300	-1.11%	
平成23年3月期 第2四半期	(流動資産)	20,480	20,474	△ 5	-0.02%
	完成工事未収入金	9,980	9,945	△ 35	-0.35%
	未成工事支出金	2,193	2,193	0	0.00%
	繰延税金資産	356	386	29	8.15%
	未収消費税等	65	66	0	0.00%
	その他	151	151	-	-
	(固定資産)	6,513	6,238	△ 275	-4.22%
	繰延税金資産	1,080	805	△ 275	-25.46%
	資産合計	26,994	26,713	△ 280	-1.04%
	(流動負債)	16,400	16,477	77	0.47%
	工事未払金	6,289	6,295	5	0.08%
	未払消費税等	0	0	-	-
	未成工事受入金	1,266	1,266	-	-
工事損失引当金	90	163	72	80.00%	
負債合計	19,606	19,683	77	0.39%	
利益剰余金	2,729	2,371	△ 358	-13.12%	
純資産合計	7,387	7,029	△ 358	-4.85%	
負債純資産合計	26,994	26,713	△ 280	-1.04%	
平成23年3月期 第3四半期	(流動資産)	19,699	19,684	△ 15	-0.08%
	完成工事未収入金	8,731	8,683	△ 48	-0.55%
	未成工事支出金	1,457	1,457	0	0.00%
	繰延税金資産	224	256	31	13.84%
	未収消費税等	12	13	1	8.33%
	その他	124	124	-	-
	(固定資産)	6,633	6,316	△ 316	-4.76%
	繰延税金資産	1,176	860	△ 316	-26.87%
	資産合計	26,332	26,000	△ 331	-1.26%
	(流動負債)	15,279	15,387	108	0.71%
	工事未払金	4,455	4,486	30	0.67%
	未払消費税等	0	0	-	-
	未成工事受入金	622	622	-	-
工事損失引当金	75	152	77	102.67%	
負債合計	18,797	18,905	108	0.57%	
利益剰余金	2,808	2,369	△ 439	-15.63%	
純資産合計	7,534	7,095	△ 439	-5.83%	
負債純資産合計	26,332	26,000	△ 331	-1.26%	
平成23年3月期 通 期	(流動資産)	22,350	22,456	106	0.47%
	完成工事未収入金	10,200	10,185	△ 15	-0.15%
	未成工事支出金	1,608	1,608	0	0.00%
	繰延税金資産	300	422	122	40.67%
	未収消費税等	0	0	-	-
	その他	170	170	-	-
	(固定資産)	6,613	6,261	△ 352	-5.32%
	繰延税金資産	1,058	705	△ 352	-33.27%
	資産合計	28,964	28,718	△ 246	-0.85%
	(流動負債)	17,947	18,334	387	2.16%
	工事未払金	6,723	6,792	68	1.01%
	未払消費税等	151	148	△ 3	-1.99%
	未成工事受入金	1,830	1,853	23	1.26%
工事損失引当金	160	457	297	185.63%	
負債合計	21,440	21,827	387	1.81%	
利益剰余金	2,866	2,233	△ 633	-22.09%	
純資産合計	7,523	6,890	△ 633	-8.41%	
負債純資産合計	28,964	28,718	△ 246	-0.85%	

## (c) 平成24年3月期(第86期)

## 【損益計算書】

(単位:百万円)

事業年度	科目	訂正前	訂正後	影響額	変動率
平成24年3月期 第1四半期	売上高	11,111	11,039	△ 72	-0.65%
	完成工事高	10,936	10,864	△ 72	-0.66%
	売上原価	10,615	10,640	25	0.24%
	完成工事原価	10,463	10,488	25	0.24%
	売上総利益	496	398	△ 97	-19.56%
	完成工事総利益	473	375	△ 97	-20.51%
	営業利益	87	△ 9	△ 97	-111.49%
	経常利益	515	418	△ 97	-18.83%
	税引前四半期純利益	509	412	△ 97	-19.06%
	法人税、住民税及び事業税	1	1	0	0.00%
	法人税等調整額	227	△ 136	△ 364	-160.35%
	四半期純利益	280	547	266	95.00%
平成24年3月期 第2四半期(累計)	売上高	25,944	25,721	△ 222	-0.86%
	完成工事高	25,596	25,373	△ 222	-0.87%
	売上原価	24,860	24,857	△ 2	-0.01%
	完成工事原価	24,559	24,557	△ 2	-0.01%
	売上総利益	1,084	863	△ 220	-20.30%
	完成工事総利益	1,036	815	△ 220	-21.24%
	営業利益	267	46	△ 220	-82.40%
	経常利益	670	450	△ 220	-32.84%
	税引前四半期純利益	664	444	△ 220	-33.13%
	法人税、住民税及び事業税	6	6	0	0.00%
	法人税等調整額	308	1	△ 307	-99.68%
	四半期純利益	350	436	86	24.57%
平成24年3月期 第3四半期(累計)	売上高	42,200	41,989	△ 210	-0.50%
	完成工事高	41,678	41,467	△ 210	-0.50%
	売上原価	40,435	40,597	162	0.40%
	完成工事原価	39,976	40,139	162	0.41%
	売上総利益	1,764	1,391	△ 373	-21.15%
	完成工事総利益	1,702	1,328	△ 373	-21.92%
	営業利益	554	181	△ 373	-67.33%
	経常利益	863	490	△ 373	-43.22%
	税引前四半期純利益	856	482	△ 373	-43.57%
	法人税、住民税及び事業税	11	11	0	0.00%
	法人税等調整額	465	119	△ 346	-74.41%
	四半期純利益	379	352	△ 26	-6.86%
平成24年3月期 通 期	売上高	58,157	57,898	△ 259	-0.45%
	完成工事高	57,462	57,203	△ 259	-0.45%
	売上原価	55,728	55,833	104	0.19%
	完成工事原価	55,129	55,234	104	0.19%
	売上総利益	2,429	2,065	△ 364	-14.99%
	完成工事総利益	2,333	1,968	△ 364	-15.60%
	営業利益	818	453	△ 364	-44.50%
	経常利益	1,032	668	△ 364	-35.27%
	税引前当期純利益	1,025	661	△ 364	-35.51%
	法人税、住民税及び事業税	16	16	-	-
	法人税等調整額	457	77	△ 380	-83.15%
	当期純利益	551	567	16	2.90%

## 【貸借対照表】

(単位:百万円)

事業年度	科目	訂正前	訂正後	影響額	変動率
平成24年3月期 第1四半期	(流動資産)	21,725	21,776	51	0.23%
	完成工事未収入金	9,328	9,251	△76	-0.81%
	未成工事支出金	2,117	2,116	0	0.00%
	繰延税金資産	187	312	124	66.31%
	未収消費税等	109	114	4	3.67%
	その他	155	155	-	-
	(固定資産)	6,796	6,806	9	0.13%
	繰延税金資産	941	950	9	0.96%
	資産合計	28,522	28,583	60	0.21%
	(流動負債)	17,715	18,142	427	2.41%
	工事未払金	5,141	5,231	89	1.73%
	未払消費税等	0	0	-	-
	未成工事受入金	2,198	2,233	34	1.55%
	工事損失引当金	137	440	302	220.44%
負債合計	20,879	21,306	427	2.05%	
利益剰余金	2,967	2,601	△366	-12.34%	
純資産合計	7,642	7,276	△366	-4.79%	
負債純資産合計	28,522	28,583	60	0.21%	
平成24年3月期 第2四半期	(流動資産)	23,915	23,838	△76	-0.32%
	完成工事未収入金	9,189	8,947	△241	-2.62%
	未成工事支出金	2,229	2,259	30	1.35%
	繰延税金資産	331	462	131	39.58%
	未収消費税等	298	301	3	1.01%
	その他	177	177	-	-
	(固定資産)	6,180	6,126	△54	-0.87%
	繰延税金資産	716	662	△54	-7.54%
	資産合計	30,096	29,964	△131	-0.44%
	(流動負債)	19,417	19,832	415	2.14%
	工事未払金	6,856	6,931	75	1.09%
	未払消費税等	0	0	-	-
	未成工事受入金	1,976	1,996	20	1.01%
	工事損失引当金	196	516	319	162.76%
負債合計	22,449	22,864	415	1.85%	
利益剰余金	3,036	2,490	△546	-17.98%	
純資産合計	7,646	7,100	△546	-7.14%	
負債純資産合計	30,096	29,964	△131	-0.44%	
平成24年3月期 第3四半期	(流動資産)	25,080	24,998	△82	-0.33%
	完成工事未収入金	10,449	10,223	△226	-2.16%
	未成工事支出金	1,489	1,489	0	0.00%
	繰延税金資産	215	351	135	62.79%
	未収消費税等	367	376	8	2.18%
	その他	164	164	-	-
	(固定資産)	6,077	6,057	△19	-0.31%
	繰延税金資産	677	657	△19	-2.81%
	資産合計	31,158	31,055	△102	-0.33%
	(流動負債)	20,254	20,812	557	2.75%
	工事未払金	5,854	6,038	183	3.13%
	未払消費税等	0	0	-	-
	未成工事受入金	1,946	1,970	23	1.18%
	工事損失引当金	158	508	350	221.52%
負債合計	23,518	24,075	557	2.37%	
利益剰余金	3,065	2,405	△659	-21.50%	
純資産合計	7,640	6,980	△659	-8.63%	
負債純資産合計	31,158	31,055	△102	-0.33%	
平成24年3月期 通 期	(流動資産)	27,152	27,007	△144	-0.53%
	完成工事未収入金	12,193	11,943	△249	-2.04%
	未成工事支出金	945	944	0	0.00%
	繰延税金資産	279	374	94	33.69%
	未収消費税等	163	174	10	6.13%
	その他	248	248	0	0.00%
	(固定資産)	6,202	6,257	55	0.89%
	繰延税金資産	620	675	55	8.87%
	資産合計	33,354	33,265	△89	-0.27%
	(流動負債)	22,091	22,618	527	2.39%
	工事未払金	8,479	8,708	228	2.69%
	未払消費税等	0	0	-	-
	未成工事受入金	970	1,019	48	4.95%
	工事損失引当金	153	402	249	162.75%
負債合計	25,390	25,917	527	2.08%	
利益剰余金	3,238	2,621	△617	-19.05%	
純資産合計	7,964	7,347	△617	-7.75%	
負債純資産合計	33,354	33,265	△89	-0.27%	

## (d) 平成25年3月期(第87期)

## 【損益計算書】

(単位:百万円)

事業年度	科目	訂正前	訂正後	影響額	変動率
平成25年3月期 第1四半期	売上高	13,436	13,473	36	0.27%
	完成工事高	13,262	13,298	36	0.27%
	売上原価	12,680	12,713	32	0.25%
	完成工事原価	12,535	12,568	32	0.26%
	売上総利益	755	759	4	0.53%
	完成工事総利益	726	730	4	0.55%
	営業利益	330	334	4	1.21%
	経常利益	348	352	4	1.15%
	税引前四半期純利益	348	352	4	1.15%
	法人税、住民税及び事業税	23	23	-	-
	法人税等調整額	116	126	9	7.76%
	四半期純利益	208	202	△5	-2.40%
平成25年3月期 第2四半期(累計)	売上高	28,394	28,435	40	0.14%
	完成工事高	28,040	28,081	40	0.14%
	売上原価	26,936	26,931	△4	-0.01%
	完成工事原価	26,644	26,639	△4	-0.02%
	売上総利益	1,458	1,503	45	3.09%
	完成工事総利益	1,396	1,442	45	3.22%
	営業利益	556	602	45	8.09%
	経常利益	529	575	45	8.51%
	税引前四半期純利益	528	574	45	8.52%
	法人税、住民税及び事業税	65	65	-	-
	法人税等調整額	158	188	30	18.99%
	四半期純利益	305	320	15	4.92%
平成25年3月期 第3四半期(累計)	売上高	45,839	45,744	△95	-0.21%
	完成工事高	45,310	45,215	△95	-0.21%
	売上原価	43,486	43,349	△136	-0.31%
	完成工事原価	43,052	42,915	△136	-0.32%
	売上総利益	2,353	2,395	41	1.74%
	完成工事総利益	2,258	2,299	41	1.82%
	営業利益	981	1,023	41	4.18%
	経常利益	988	1,029	41	4.15%
	税引前四半期純利益	987	1,028	41	4.15%
	法人税、住民税及び事業税	102	102	0	0.00%
	法人税等調整額	307	362	54	17.59%
	四半期純利益	577	564	△13	-2.25%
平成25年3月期 通 期	売上高	57,617	57,620	2	0.00%
	完成工事高	56,914	56,917	2	0.00%
	売上原価	54,848	54,750	△97	-0.18%
	完成工事原価	54,274	54,177	△97	-0.18%
	売上総利益	2,769	2,870	100	3.61%
	完成工事総利益	2,639	2,740	100	3.79%
	営業利益	985	1,086	100	10.15%
	経常利益	989	1,090	100	10.11%
	税引前当期純利益	670	771	100	14.93%
	法人税、住民税及び事業税	242	128	△114	-47.11%
	法人税等調整額	211	373	161	76.30%
	当期純利益	217	270	52	23.96%

## 【貸借対照表】

(単位:百万円)

事業年度	科 目	訂正前	訂正後	影響額	変動率
平成25年3月期 第1四半期	(流動資産)	26,134	25,937	△ 196	-0.75%
	完成工事未収入金	11,003	10,741	△ 262	-2.38%
	未成工事支出金	2,003	2,001	△ 2	-0.10%
	繰延税金資産	216	279	63	29.17%
	未収消費税等	0	4	4	N/A
	その他	204	204	-	-
	(固定資産)	6,095	6,172	76	1.25%
	繰延税金資産	568	645	76	13.38%
	資産合計	32,229	32,109	△ 119	-0.37%
	(流動負債)	21,268	21,771	503	2.37%
	工事未払金	8,325	8,673	347	4.17%
	未払消費税等	12	0	△ 12	-100.00%
	未成工事受入金	1,092	1,092	-	-
	工事損失引当金	117	285	167	142.74%
負債合計	24,259	24,762	503	2.07%	
利益剰余金	3,267	2,644	△ 622	-19.04%	
純資産合計	7,969	7,347	△ 622	-7.81%	
負債純資産合計	32,229	32,109	△ 119	-0.37%	
平成25年3月期 第2四半期	(流動資産)	29,444	29,283	△ 160	-0.54%
	完成工事未収入金	13,178	12,977	△ 201	-1.53%
	未成工事支出金	3,417	3,414	△ 2	-0.06%
	繰延税金資産	320	344	23	7.19%
	未収消費税等	158	178	19	12.03%
	その他	245	245	-	-
	(固定資産)	5,933	6,029	96	1.62%
	繰延税金資産	419	515	96	22.91%
	資産合計	35,377	35,313	△ 64	-0.18%
	(流動負債)	24,422	24,960	537	2.20%
	工事未払金	9,811	10,227	415	4.23%
	未払消費税等	0	0	-	-
	未成工事受入金	2,592	2,648	56	2.16%
	工事損失引当金	129	194	65	50.39%
負債合計	27,296	27,833	537	1.97%	
利益剰余金	3,364	2,762	△ 601	-17.87%	
純資産合計	8,081	7,479	△ 601	-7.44%	
負債純資産合計	35,377	35,313	△ 64	-0.18%	
平成25年3月期 第3四半期	(流動資産)	25,234	24,840	△ 394	-1.56%
	完成工事未収入金	12,511	12,117	△ 393	-3.14%
	未成工事支出金	901	899	△ 2	-0.22%
	繰延税金資産	206	207	1	0.49%
	未収消費税等	0	0	-	-
	その他	227	227	-	-
	(固定資産)	6,017	6,111	93	1.55%
	繰延税金資産	350	444	93	26.57%
	資産合計	31,252	30,951	△ 300	-0.96%
	(流動負債)	19,441	19,771	329	1.69%
	工事未払金	5,207	5,540	333	6.40%
	未払消費税等	86	70	△ 15	-17.44%
	未成工事受入金	814	814	0	0.00%
	工事損失引当金	75	87	12	16.00%
負債合計	22,763	23,092	329	1.45%	
利益剰余金	3,636	3,006	△ 630	-17.33%	
純資産合計	8,488	7,858	△ 630	-7.42%	
負債純資産合計	31,252	30,951	△ 300	-0.96%	
平成25年3月期 通 期	(流動資産)	26,024	25,834	△ 190	-0.73%
	完成工事未収入金	10,534	10,245	△ 289	-2.74%
	未成工事支出金	1,638	1,636	△ 2	-0.12%
	繰延税金資産	302	290	△ 11	-3.64%
	未収消費税等	0	0	-	-
	その他	178	292	114	64.04%
	(固定資産)	5,326	5,326	0	0.00%
	繰延税金資産	315	315	0	0.00%
	資産合計	31,351	31,161	△ 190	-0.61%
	(流動負債)	19,803	20,177	374	1.89%
	工事未払金	7,812	8,207	395	5.06%
	未払消費税等	236	217	△ 18	-7.63%
	未成工事受入金	1,224	1,230	5	0.41%
	工事損失引当金	81	73	△ 8	-9.88%
負債合計	23,203	23,577	374	1.61%	
利益剰余金	3,276	2,712	△ 564	-17.22%	
純資産合計	8,147	7,583	△ 564	-6.92%	
負債純資産合計	31,351	31,161	△ 190	-0.61%	

## (2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因について

### ① 不適切な会計処理が発覚した経緯

- (a) 平成 25 年 7 月 10 日頃、関西支店 支店長が同支店 建設部長 A と、同支店 店舗建設部長 B から部門ごとの当期業績見通しの報告を受ける中で、一部の工事についてその工事の原価に本来計上すべきではない他の工事の原価が算入されている疑いが浮上しました。
- (b) 同年 7 月 12 日、関西支店 支店長から社長に対して上記の旨の報告があり、社長は同支店長に対し、その内容を至急に A 及び B に調べさせて整理・報告するよう指示したところ、同支店長は、A 及び B から、協力会社（下請会社）との間で過去の工事代金の精算に関する簿外の合意が存在することを聴取し、同月 16 日までに社長にその旨を報告しました。
- (c) 同年 7 月 17 日、社長による関西支店長、A 及び B への直接面談が行われ、A 及び B から提出された協力会社との工事代金の精算状況を示す資料及び協力会社から受領していた工事代金の精算状況を示す資料（以下併せて「取引リスト」という。）と A 及び B の説明内容から社長は「不適切な原価処理が行われている可能性があること」を確認しました。
- (d) 同年 7 月 24 日、社長から直ちに社内調査を実施するよう、管理本部に対し、指示が出されました。
- (e) 同年 7 月 25 日、社内調査チームが編成され、同年 7 月 26 日から 8 月 2 日の 8 日間にわたり社内調査（以下「一次調査」という。）を実施しました。

その結果、一部の工事において工事原価の他工事への付け替えによる未払金の計上不足や工事損失引当金の計上不足など、不適切な原価処理が行われている疑義が強まりました。
- (f) 前記のとおり「財務諸表に重要な虚偽の表示の疑義が生じた」ことから、当社は、当期における工事原価の算定には更なる調査が必要と判断し、当期第 1 四半期の財務諸表を会計監査人に提出できない状況となりました。

また、会計監査人からは、当該事象の事実関係の解明後の追加的な監査手続が必要であり、その監査手続が終了するまでは四半期レビュー報告書を提出することが出来ないとの見解が示されました。

このことから、当社は、社内調査の継続とあわせ、より厳格な事実関係の調査及び分析を行い、かかる調査の客観性と信頼性を高めるため、当社と利害関係のない専門家による外部調査委員会を同年 8 月 6 日付で設置しました。

### ② 不適正開示の原因となった行為の内容

外部調査委員会の調査により、平成 22 年以降、関西支店において次のとおり工事原価の付け替えが繰り返し行われていたことが判明しました。

#### (a) 概要

当社は、東京支店、関西支店、福岡支店及び札幌支店の 4 支店を設けていますが、創業地である関西地区を統括する関西支店の収益力が伝統的に高いことから、社内において基幹支店と位置づけておりました。ところが、平成 20 年 9 月のリーマンショック後に関西地区の建設市況が著しく低迷し、関西支店の受注高は、平成 20 年 3 月期（82 期）は約 243 億円、平成 21 年 3 月期（83 期）は約 206 億円であったのに対し、平成 22 年 3 月期（84 期）は約 155 億円まで落ち込むに至りました。関西支店は、このように受注競争が激しくなる中で、期待された予算の達成度を少しでも高めるべく、受注高確保のため競合他社との価格競争を余儀なくされ、大幅な安値受注を繰り返し行うようになりました。

こうした安値受注は、受注後に仕様変更や経費圧縮等の工夫を行うことにより採算改善

を図ることを前提として行われていたものですが、改善にも限界があり、赤字となる工事が続いたことから、関西支店の施工部門である建設部及び店舗建設部の各部長であるA及びB並びに店舗建設部担当部長であるC（以下、これら3名を総称して「部長ら」ということがあります。）は、平成22年以降、予算が不足して赤字が見込まれる工事等について、協力会社に工事代金の一部を請求しないよう依頼し、別の工事の工事代金として請求させて支払うことを繰り返すようになりました。このような操作をすることにより、工事ごとの原価が先送りされ、本来は赤字である工事に利益が計上され、あるいは、赤字幅が圧縮され、また、これを返済する工事では逆に原価が増加することとなり、実態とは異なる損益が計上される結果となりました。

#### (b) 付け替えの規模

関西支店が付け替えにより先送りした工事代金は、簿外債務となりました。付け替えの対象工事は合計55件、簿外債務は合計862,549,900円であります。また、関西支店は、これらの簿外債務について、採算のよい工事等において架空請求をさせて支払うことで返済していましたが、その対象工事は67件、簿外債務の返済額は合計495,937,580円あります。付け替えが行われた工事件数を受注時期で示すと次のとおりです。

平成22年3月期（第84期）	先送り	6件（平成21年3月期受注1件を含む。）
	返済	4件（平成21年3月期受注1件を含む。）
平成23年3月期（第85期）	先送り	19件
	返済	15件
平成24年3月期（第86期）	先送り	27件
	返済	24件
平成25年3月期（第87期）	先送り	2件
	返済	21件
平成26年3月期（第88期）	先送り	1件
	返済	3件

#### (c) 付け替えの実行

関西支店の施工部門は、主に商業施設の建設・改築を行う店舗建設部と、それ以外の大型物件やマンションの建設を行う建設部があります。付け替えは、店舗建設部においてはB及びCが行い、建設部においてはAが行っていました。部長らは、工事の割付予算を基に作成した実行予算が協力会社に支払うべき工事代金に及ばない場合に、工事の収支を調整して工事ごとの赤字を圧縮するとともに、関西支店の利益を計上するため、工事原価の一部を先送りしようと考え、協力会社の中で従前の関係から頼みに応じてくれることが期待できる会社に、自ら又は工事現場の所長（以下「作業所長」という。）を介して、工事代金の支払いを待つほしいと依頼し、上記の方法により先送りして行っていました。こうして先送りされた工事代金は簿外債務となったところ、店舗建設部においては、B及びCが自ら簿外債務をまとめた一覧表を作成して管理して行っていました。他方、建設部においては、専ら協力会社が作成したメモにより管理して行っていました。

また、部長らは、予算に余裕がある工事がある場合に、協力会社に対し、当該工事の工事代金であるように装って請求するよう指示し、当該工事の工事代金の支払いとして簿外債務の返済をして行っていました。このほか、協力会社から簿外債務の返済を求められた場合には、予算に余裕がない工事でも返済をして行っていました。返済についても、部長らが自ら又は作業所長を介して協力会社に連絡し、当該工事の代金として請求させて行っていました。

(d) 付け替えの方法

付け替えには、工事原価の先送りとその支払いとがあります。原価の先送りは、(i) 契約金額を減額処理する方法、(ii) 当初から工事代金の一部を除いて契約する方法、(iii) 工事代金全額の支払いを留保する方法のいずれかで行われ、先送りした金額は、協力会社に対する簿外債務となっていました。

また、先送りした工事代金の支払い（簿外債務の返済）は、(iv) 協力会社に関わる別の工事の代金として支払う方法、(v) 別の協力会社を介して支払う方法がありました。

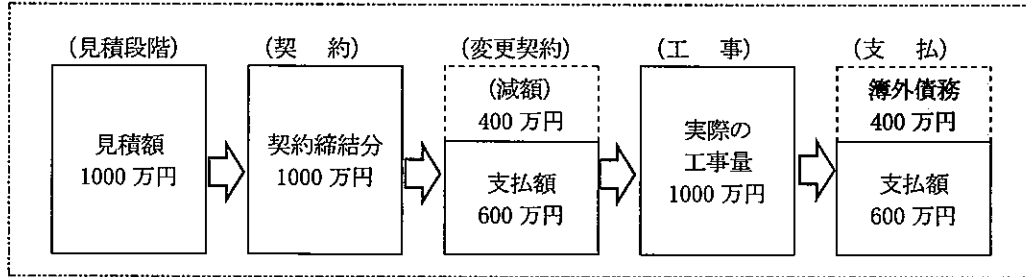
1) 工事原価の先送り

(i) 契約金額を減額処理する方法

当社では、(a) 購買部が協力会社と価格交渉をして工事代金の見積額を確認し、(b) その後、作業所長が協力会社と詳細を詰めたうえで購買回議書を起票し、(c) 購買部門を経て支店長が承認し、(d) 購買部門が注文書を協力会社に交付し、(e) 協力会社から注文請書を受け取るというプロセスにより、契約を締結していました。ところが、関西支店では、いったん、正規の金額で契約を締結した後に、施工部門が協力会社に依頼して減額の見積書を提出してもらい、契約した工事代金を減額処理していました。こうすることにより、工事は当初契約どおりに行われるものの、減額された工事代金は支払わず、簿外債務としていました。

【概念図】

〔例〕 1000 万円の工事において変更契約によって 400 万円を簿外債務とした場合

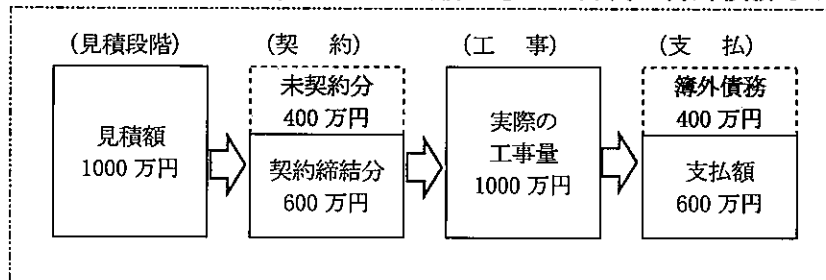


(ii) 当初から工事代金の一部を除いて契約する方法

当社では、購買部が協力会社との間で工事代金の見積額を確認し、この段階で工事代金が概ね決まります。その後、施工部門に属する作業所長が、協力会社と打合せをより具体的な工事代金を詰めていくこととなります。この過程において、部長ら又は作業所長が、工事代金の先送りを協力会社に依頼し、先送りする金額を除いた金額で注文書及び注文請書を交わして契約を締結していました。

【概念図】

〔例〕 本来 1000 万円の工事のうち、当初から 400 万円を簿外債務とした場合



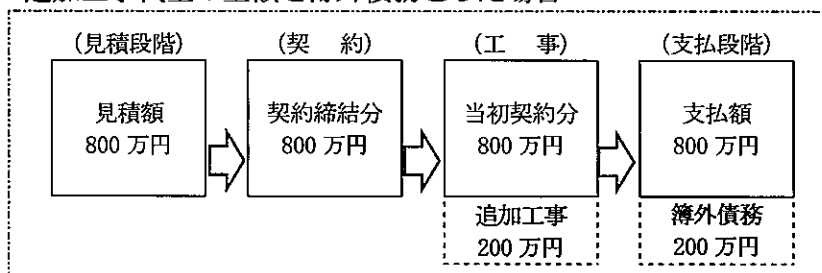


(iii) 工事代金全額の支払いを留保する方法

関西支店では、最後まで作業所長が購買回議書を起票しないことにより、正式な注文書を発行せず、一方で、協力会社に依頼して工事代金全額の支払いを留保して、先送りすることも行っていました。

【概念図】

【例】 追加工事代金の全額を簿外債務とした場合



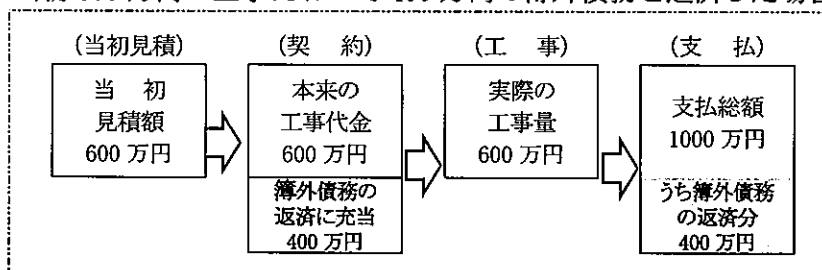
2) 簿外債務の返済

(iv) 協力会社に関わる別の工事の代金として支払う方法

関西支店は、簿外債務を持つ協力会社に関わる別の工事において、その工事代金に簿外債務の返済分を上乗せして支払うことで返済していました。

【概念図】

【例】 当初 600 万円の工事において 400 万円の簿外債務を返済した場合

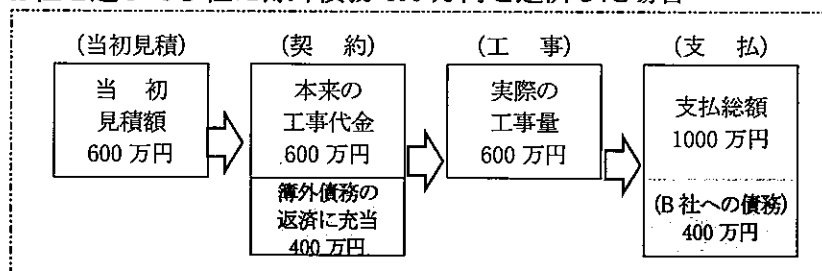


(v) 別の協力会社を介して支払う方法

関西支店は、主に上記 (iv) の方法で簿外債務の返済を行っていました。しかし、簿外債務を持つ協力会社から返済を求められて急ぎ返済をしようとしたものの、進行中の工事に当該協力会社が参加しておらず工事代金として直接支払うことができない場合に、工事に参加している別の協力会社に返済分を上乗せして支払い、その別の協力会社を介して簿外債務を支払ったこともありました。

【概念図】

【例】 A 社を通じて B 社に簿外債務 400 万円を返済した場合



### ③ 不適切な会計処理の内容

#### (a) 工事原価の先送り

上記の (i)、(ii) 及び (iii) の方法により先送りされた工事原価の総額及び協力会社との対象取引件数は、次のとおりです。

	パターン別計	件数	決算期	総合計		完成基準適用物件		進行基準適用物件	
				支払留保額	件数	支払留保額	件数	支払留保額	件数
(i)	129,520,000 円	12 件	平成 24 年 3 月期 (第 86 期)	24,200,000 円	3 件	2,200,000 円	1 件	22,000,000 円	2 件
			平成 25 年 3 月期 (第 87 期)	105,320,000 円	9 件	0 円	0 件	105,320,000 円	9 件
(ii)	321,950,510 円	48 件	平成 23 年 3 月期 (第 85 期)	37,100,000 円	8 件	37,100,000 円	8 件	0 円	0 件
			平成 24 年 3 月期 (第 86 期)	157,950,510 円	21 件	69,239,710 円	14 件	88,710,800 円	7 件
			平成 25 年 3 月期 (第 87 期)	116,900,000 円	18 件	17,000,000 円	1 件	99,900,000 円	17 件
			平成 26 年 3 月期 (第 88 期)	10,000,000 円	1 件	0 円	0 件	10,000,000 円	1 件
(iii)	411,079,390 円	134 件	平成 23 年 3 月期 (第 85 期)	76,668,885 円	31 件	10,790,800 円	10 件	65,878,085 円	21 件
			平成 24 年 3 月期 (第 86 期)	83,341,650 円	40 件	21,081,650 円	24 件	62,260,000 円	16 件
			平成 25 年 3 月期 (第 87 期)	241,068,855 円	62 件	2,790,000 円	5 件	238,278,855 円	57 件
			平成 26 年 3 月期 (第 88 期)	10,000,000 円	1 件	0 円	0 件	10,000,000 円	1 件
総計	862,549,900 円	194 件	—	862,549,900 円	194 件	160,202,160 円	63 件	702,347,740 円	131 件

#### (b) 簿外債務の返済

上記の (iv) 及び (v) の方法による簿外債務 (先送りされた工事原価) の返済総額及び協力会社との対象取引件数は、次のとおりです。

	パターン別計	件	決算期	総合計		完成基準		進行基準	
				支払額	件数	支払額	件数	支払額	件数
(iv)	485,977,580 円	142 件	平成 22 年 3 月期 (第 84 期)	3,500,000 円	1 件			3,500,000 円	1 件
			平成 23 年 3 月期 (第 85 期)	44,743,080 円	16 件	10,443,080 円	6 件	34,300,000 円	10 件
			平成 24 年 3 月期 (第 86 期)	109,400,000 円	35 件	33,150,000 円	18 件	76,250,000 円	17 件
			平成 25 年 3 月期 (第 87 期)	298,930,000 円	76 件	13,590,000 円	18 件	285,340,000 円	58 件
			平成 26 年 3 月期 (第 88 期)	29,404,500 円	14 件	24,684,500 円	12 件	4,720,000 円	2 件
(v)	9,960,000 円	5 件	平成 24 年 3 月期 (第 86 期)	3,610,000 円	3 件	3,610,000 円	3 件		
			平成 25 年 3 月期 (第 87 期)	6,000,000 円	1 件			6,000,000 円	1 件
			平成 26 年 3 月期 (第 88 期)	350,000 円	1 件			350,000 円	1 件
総計	495,937,580 円	147 件	—	495,937,580 円	147 件	85,477,580 円	57 件	410,460,000 円	90 件

#### ④ 不適正開示の原因となった行為への全関係者の関与状況

##### (a) 当社における関西支店の位置付け及び関西支店の組織概要

別紙1「第88期 株式会社イチケン組織図」をご参照下さい。

##### (b) 当社内の関与者

###### 1) 直接的関与者

次の3名は、協力会社と通謀のうえ作成した見積書を、当該工事の購買回議書の起票時に必要となる見積書として利用したり、協力会社の同意を得たうえで作業所長に購買回議書を起票させない等して、工事原価の付け替えを行っていました。

関西支店 建設部長 A

関西支店 店舗建設部長 B

関西支店 店舗建設部 担当部長 C (故人)

###### 2) 付け替えを暗黙に了承していた者

次の者は、A、B及びCの直属の上司として、協力会社と通謀のうえ作成された見積書が添付された購買回議書が回付されてきた際に、これが付け替えに関する書面である可能性を認識しながらもこれを正しく処理せず、暗黙に了承していました。

執行役員 関西支店 副支店長 (建設担当)

###### 3) 付け替えを認識していた者

(i) 次の者は、購買回議書回付時の協議先部門長として、その一部を構成する見積書の内容を精査するとともに、必要に応じて競争見積を取得すべきところ、付け替えを認識したうえで、これを行っていませんでした。

関西支店 購買部長

(ii) 次の者は、部長らの指示を受け、付け替えと知りながら協力会社から提出された見積書に基づき購買回議書を起票し、協力会社から提出された請求書に基づき支払い手続を行っていました。

関西支店 建設部及び店舗建設部に所属する一部の作業所長

###### 4) 決裁権限者の関与

前関西支店長は、購買回議書及び工事金請求の決裁者でありましたが、付け替えを了承していたこと等、関与を裏付ける証拠は認められませんでした。

###### 5) その他の関与者

関西支店以外の当社幹部は、関西支店において付け替えが行われていることを全く認識していませんでした。

##### (c) 関与した協力会社

部長らの依頼を受けて工事代金の請求を留保するなどの付け替えに関与した協力会社は合計44社であります。そのうち38社が一栄会に所属していました。一栄会とは当社と協力会社によって組織された労働災害の防止並びに保健衛生の改善等を計ることを目的とした任意団体(以下「一栄会」といいます。)であり、一栄会会員である協力会社は、部長らを含む関西支店の幹部とかねてから親密にしていました。

残る6社についても継続的な取引関係にある協力会社でありました。

(d) 関西支店以外の支店

当社には関西支店のほか、東京支店、福岡支店及び札幌支店があるところ、今回の調査において、これらの支店において以下に記載の少額または単発の付け替えは認められたものの、関西支店のような継続的な付け替えは見当たりませんでした。

1) 東京支店

東京支店では、平成 18 年 3 月期に、継続的な取引があった施主の工事につき、注文書を交わさずに施工を開始したものの、その後正式な発注がなかったという事案があり、担当部長らが懲戒処分を受けていますが、そのほかには、継続的な付け替えやこれに類するような事案は確認できませんでした。

2) 福岡支店

福岡支店では、平成 24 年 3 月期に 2 件合計 2950 万円の付け替えが行われたことが内部監査で発見され、支店長が懲戒処分を受けていますが、他に付け替えは見当たりませんでした。

3) 札幌支店

札幌支店においては、平成 23 年 3 月期から平成 25 年 3 月期にかけて受注した 4 物件において、1 件あたり 35 万円ないし 82 万円の付け替え（合計 227 万円）が行われていた事実を確認しました。

⑤ 不適正開示の原因となった行為に係る認識、目的、動機等

部長らは、リーマンショック後における極めて厳しい経済情勢のなか、関西支店 建設部及び関西支店 店舗建設部に課された利益目標を達成するため、協力会社への費用の支払いを留保することにより、工事原価を先送りし、少しでも、利益予算の達成に努めようとしたものであります。前述のとおり、過去から関西支店 建設部及び関西支店 店舗建設部は、当社における利益稼得の中心的存在であり、それゆえに、想像以上に利益予算達成の重圧がかかっており、それが、今回の工事原価の付け替えを招いたものと推察されます。

なお、今回の工事原価の付け替えに際して、実行者が個人的な利得の追求を目的としていた事実は確認されておりません。

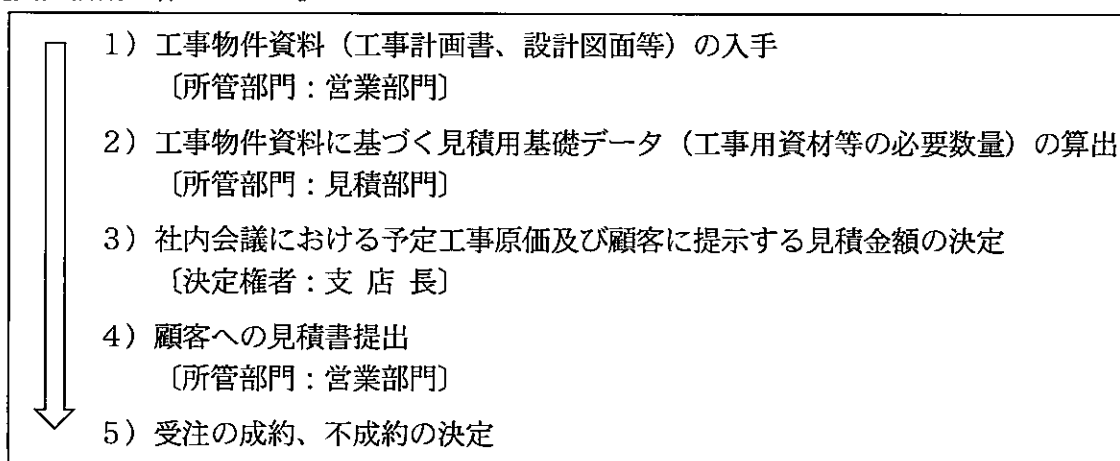
## 2. 改善措置

### (1) 不適正開示の発生原因の分析

#### ① 受注プロセスにおける問題点

関西支店において工事原価の先送りが行われた背景として、受注競争が激しくなる中で、期待された予算の達成度を少しでも高めるべく、受注高確保のため競合他社との価格競争を余儀なくされ、大幅な安値受注を繰り返し行うようになったという事情を確認しております。安値受注に際しては、受注後の仕様変更や経費圧縮等の工夫によるコスト削減が図れることを前提として予定工事原価を算出していましたが、コスト削減の役割や責任分担が明確にされていなかったため、コスト削減が実現できず、その負担を施工部門に押し付けた形になってしまいました。その結果、施工部門の責任者が窮余の策として工事原価の先送りを行ったものであります。(当社の受注活動に係るフローは次のとおりです。)

【受注活動に係るフロー】



#### ② 購買（発注）プロセスにおける問題点

##### (a) 競争見積の一部不実行

競争見積の実施によって、施工部門長が発注先を勝手に選定することができなくなることから、特定の協力会社に簿外債務を返済する機会を意図的に確保することは困難となります。しかし、今回の付け替えに関し、競争見積を実施すべき工事において、競争見積を実施せずに協力会社に発注しているケースが発見されました。工事においては、例外的に、競争見積を経ずに業者選定がなされることもあります。その例外処理への対処方法が社内規定に明文化されていませんでした。そのため、本来は、購買部門において発注段階で認識され注意喚起されるべき、競争見積が実施されていない協力会社への購買回議書による発注申請が見逃されておりました。その結果、簿外債務の返済のための上乘せ支払いの機会を与えてしまい、協力会社が工事原価の先送りに同意しやすい状況を作ってしまったものと考えております。

##### (b) 購買回議書の審査上の問題点

今回の事案には、協力会社と施工部門長らの通謀により作成された見積書に基づき作業所長が起票した購買回議書（工事原価の先送りのために減額された購買回議書及び簿外債務の返済に係る金額が上乘せされた購買回議書）が購買部門に回付され、これが購買部門の審査で指摘されず、支店長の承認を得ていたケースが含まれています。（購買回議書の起票から承認の流れは別紙2「帳票類の流れ」をご参照下さい。）

購買部門は社内規定において、「見積依頼先の選定及び見積書の徴収」、「購買回議書の審査」を行う旨、それぞれ具体的な業務内容として次の主旨が規定されています。

1) 見積依頼先の選定及び見積書の徴収

技術水準等を考慮して見積依頼先を選択する旨及び競争見積（例外的に単独見積）による価格交渉を経て、価格、技術水準等を総合的に判断して購買先を決定する。

2) 購買回議書の審査

購買回議書を受理したときは、費用低減の目的意識をもって品種・品質・規格・工法・作業方法等の内容を詳細に検討して最善の購買方法をとる旨及び購買回議書に購買条件等を記入して支店長の承認を受ける。

購買部門において、購買回議書の審査時に実行予算を構成する「基礎工事」「鉄筋工事」等の39種類の工事種類（以下「工種」といいます。）別の予算額と、購買回議書による工種別の予算消化の内容を厳格に比較照合して発注する等の適切な予算確認（以下「工種別予算確認」といいます。）がなされていれば、工事原価の先送りによる特定工種の予算未消化や簿外債務の返済のための上乗せ支払いによる特定工種の予算超過などの付け替えを識別しやすい仕組みを用意することによって、付け替えの防止や早期発見に結び付いた可能性があったと判断しております。しかし、当社の社内規定には工種別予算確認が必要である旨が明確に規定されておらず、そのため、購買部門の予算確認の方法が工種別予算確認の方法によっておらず、工事全体の実行予算総額による予算確認に留まっており、付け替えの防止や早期発見の機会を喪失していたものであります。

(c) 予算照合手続の不十分性

社内規定において、管理部門は工事原価管理（利益の分析・管理）を行う旨が規定されており、購買回議書の回付を受けて、記載事項の充足性、回付先の確認印の漏れの有無等のチェックを行う形式審査と実行予算との照合に係る業務を行っております。

管理部門においては、購買回議書の実行予算との照合に際して工事全体の実行予算総額との照合のみを行っていましたが、より詳細な内訳レベルの工種別の予算額との照合（以下「工種別予算照合」といいます。）を行ってれば、予算超過、予算未消化などの識別によって付け替えを防止、ないしは、工種別予算照合により不正発見の確率が高まることによる付け替え実行者への心理的プレッシャーから、付け替えを抑止することができた可能性があったと判断しております。

③ 支払プロセスにおける問題点

当社と協力会社との契約内容には、鉄骨・鉄筋・コンクリート等を数量によって契約しているものが存在します。今回の調査のなかで、これらの数量契約に関する請求書類において「●●一式」と記載され、数量明細も添付されておらず、これが付け替えにおける簿外債務の返済に使用されていたケースが発見されました。

当社の社内規定には作業所長が納品書等により数量を確認の上、査定を行う旨が明記されておりますが、別紙2「帳票類の流れ」に記載の管理部門における請求書類の内容審査については、回付された請求書類に納品書等が添付されておらず、数量が一式と記載されたケースであった場合においても、管理部門における内容審査が形式的（記載内容のチェック・発注金額との照合・印鑑の漏れの確認）であり、その段階で不正が発見されず、指摘を受けることなく、支払いが行われておりました。

回付された請求書類に数量確認ができる帳票が添付されていれば、工事の時期、契約時の数量と納品書等の数量を比較することが可能となることから、付け替え処理等の不正行為の防止に繋がったと考えております。

#### ④ 全社的な統制環境に関する問題点

今回の、不適正開示は、一部の工事原価が簿外処理され、適時に認識されなかったことが原因ですが、その原因となった簿外処理は、施工部門長が協力会社に工事代金の支払い延期を依頼し、協力会社が支払い延期を承諾して実行されています。この場合には、債務把握の起点となるべき購買回議書が起票されず、ないしは、減額されて起票され、他方、協力会社からの請求書は発行されず、ないしは、減額されて発行されていました。協力会社は、支払い延期を当初から承諾しておりましたので、協力会社から当社に対するクレームも発生しておりませんでした。

その結果、購買回議書や請求書などの証憑類や協力会社からのクレームから、工事原価の付け替えを発見することはできませんでした。社内の不適切な行為に対しては、施工部門長の監視機能や作業所長からの情報伝達機能により、相互牽制され、防止、ないしは、早期に発見されることが期待されていましたが、実際には、協力会社と会社担当者が通謀し、また、作業所長からの内部通報制度の活用による情報伝達機能も、有効に機能しませんでした。これは、当社の内部統制が、想定通りに有効に運用されていなかったことに原因があります。そして、その背景には、次のような問題点が存在していたものと判断しております。

##### (a) コンプライアンス意識の欠如

平成 22 年以降、赤字工事の受注が増加する中で、施工部門長自ら主導的に工事原価を付け替えるという不適切な原価処理を行い、執行役員である副支店長（建設担当）がこれを許容し、購買部長も付け替えが行われていたことを認識していたものの、いずれも不正を抑止しようとしませんでした。このような事態を引き起こした原因は、役職員の建設業として遵守すべき会計的事項を含んだコンプライアンスの重要性に対する認識不足とコンプライアンス意識の欠如にあります。

当社の社内教育研修は、建設業法を中心とするコンプライアンス教育であり、直接的に付け替えの禁止等の会計的事項に踏み込んだものではなかったことから、実情に即したコンプライアンス教育が不十分であったと考えております。

##### (b) 人事の長期固定化

不正防止に対して人事ローテーションは重要な施策であり、定期的な人事ローテーションによって、不正が発覚する恐れから、不正実行を抑制する効果が期待できます。

しかしながら、今回の付け替えを主導していた A 及び B は、入社以来、関西圏内において 30 年以上に亘り大きな部署異動も経験しておらず、A は担当部長時代を含めると就任から 6 年以上、B は担当部長時代を含めると 10 年以上施工部門長もしくはこれに準じる地位にありました。また、建設担当の副支店長は店舗建設部長を経て 8 年間同職位に留まっているなど、その他の重要な管理職も長期固定化する状況にありました。このことが、付け替えを主導していた部長らと協力会社との間に無理な依頼が許容される程の親密な関係を生み出し、長期間に亘る工事原価の先送りが可能となる土壌を作り出したと考えられます。

このような人事の長期固定化も原因の一つと考えられます。

### (c) 内部通報制度の形骸化

当社は、社外の弁護士を窓口とした内部通報制度を整備しておりますが、今回の事案において機能しておらず、過去に通報実績もないことから、制度が有効に運用されていたとは言い難い状況であると認識しております。今回の外部調査委員会が実施した全役職員に対するアンケート結果から、内部通報制度の存在が役職員に十分浸透していない実態が明らかになりました。

内部通報制度の形骸化が今回の事案の判明を遅らせた一因であろうと考えております。

### ⑤ 管理部門の牽制不足（組織内のガバナンス体制の脆弱性）

不正防止という観点からは、管理部門による継続的監視も重要な牽制機能を果たしうるものと期待できます。今回の件でも、管理部門が購買回議書や請求書類の審査によって、異常な取引の有無等を継続的にモニタリングしていれば、不正行為に対する効果的な牽制になったものと考えております。しかし、上記②(c)「予算照合手続の不十分性」及び③「支払プロセスにおける問題点」として記載しましたとおり、購買回議書及び請求書類の審査が不十分であり、結果的に管理部門の牽制が十分に働きませんでした。

さらに、牽制機能の有効性を確保するという意味では、管理部門のビジネスラインからの独立性を維持することが重要ですが、当社の組織は、前記の組織図に記載のとおり、支店長をトップとして、営業、購買、施工、管理の全ての部門が支店長の統括下に置かれており、管理部門の独立性が十分ではありませんでした。

### ⑥ 内部監査機能の不十分性

調査結果において、今回の付け替えは施工部門長と協力会社の通謀のもと実施されており、書類のチェックを中心とした通常の手続ではその発見は困難であるものと指摘されています。

これは、逆に考えれば、不正防止の実効性を高めるためには、内部監査人自らが作業場所に出向き、実態を把握したうえで、実態と記録との整合性を確認することが必要であることを示唆しているものと考えられます。しかし、当社の業務監査担当による内部監査は社内帳票による事後的な監査を中心に行っていたことから、今回の事案を発見することができませんでした。

他方、当社では、昨年4月より、工務担当部署を新設し、内部監査の一環として、作業所における購買回議書のデータや実行予算とその消化状況を把握したうえで作業所実査に赴き、作業所における原価処理についてモニタリングを行ない、損益が悪化している作業所については適切な社内処理とコンプライアンスリスクへの指導を行っております。この工務担当による内部監査は、適切に運用できれば、不正防止に役立つ可能性が高いものと期待しておりますが、現時点では、在籍者が1名で東京に駐在しており、東京支店の各大型工事作業所への実査は3ヶ月に1度程度の頻度で実施できておりましたが、他の支店においてはその役割を十分に果たすに至っておりませんでした。

このような、内部監査機能の不十分さも、今回の事案の判明を遅らせた一因であろうと考えております。



## (2) 再発防止にむけた改善措置

今後の再発防止に向けて、発生原因の分析で明らかになった当社の手続上の脆弱性に対しては、早急に、各種規定の整備を含めて改善を図る所存です。同時に、不正の防止・抑止には、役職員のコンプライアンス意識の向上や、不正を思いとどまらせる抑止機能・牽制機能の強化も重要な課題であると認識しております。そのため、再発防止の最重点課題として全役職員を対象として「コンプライアンス意識の徹底」を行い、「企業風土改革・組織の活性化」と「牽制機能の強化」等を図るとともに、協力会社の通謀の有無に拘らず、全支店を対象とした不正防止に実効性を持たせた内部統制を整備し、運用するため、再発防止策を構じてまいります。

また、かかる再発防止策を確実に実行するため、代表取締役社長を委員長とし、外部の専門家をアドバイザーに加えた「再発防止委員会」を平成25年10月1日に設置し、定期的に再発防止策の実行状況を確認し、別紙3「再発防止への取組みスケジュール」に基づき確実に実施して行く所存であります。

### ① 受注プロセスの改善 (不適正開示の発生原因の分析①に対応)

今回の事案では、受注後の仕様変更や経費圧縮等の工夫によりコスト削減が図れることを前提として予定工事原価を算出したものの、コスト削減の役割や責任分担が明確にされていなかったため、コスト削減が実現できず、その負担を施工部門に押し付けた形になってしまい、これが遠因となって工事原価の先送りが行われたことは前述のとおりです。

そこで、今後の不正行為の再発防止のためには、遠因となったコスト削減の役割と責任分担を明確にする必要があることから、次の改善策を講じます。

#### (改善策)

政策的に低採算もしくは赤字が見込まれる工事を受注する場合は、予定工事原価を確認し、顧客に提示する見積金額を決定する社内会議において、利益を改善（赤字幅を圧縮する場合を含む）するためのコスト削減を支店長が指示した物件については、支店長が、そのコスト削減策を実現するための役割と責任分担を各担当部門に明確に割り当てることとし、これを社内会議議事録に記録させ、その進捗状況を管理することとします。なお、この内容については社内規定に明記するものとします。

(社内規定の整備 平成25年10月末頃予定)

### ② 購買（発注）プロセスの改善

#### (a) 競争見積の例外処理の明確化 (不適正開示の発生原因の分析②(a)に対応)

当社では従前より競争見積の実施を原則としておりましたが、追加工事に関しては競争見積を実施することが現実的ではなく、競争見積を実施しておりませんでした。そのような状況下で、社内規定には例外処理（単独見積）案件への対処方法が社内規定に明文化されておらず、通常処理（競争見積）案件の中に例外処理案件が埋没し、結果として例外処理案件に対するチェックが甘くなっていたものと考えております。

そこで、競争見積の例外処理への対処方法を明確化すれば、特定の協力会社に簿外債務を返済する機会を意図的に確保することは困難となることから、簿外債務の返済を直接的に防止できる効果が期待できます。また、簿外債務を返済する方策が絶たれることによつて、工事原価の先送り自体も抑止できる効果もあると考えられることから、次の改善策を講じます。

(改善策)

競争見積の実施に関しては、社内規定を厳格に遵守するように指導するとともに、例外的に競争見積を実施できないケースも想定して、競争見積を行わない場合においては、その合理的理由を購買回議書に記載する等の例外処理に関する承認手続ならびに文書化手続を、社内規定に明確に定めます。また、内部監査において、例外処理の必要性・合理性を別途検証し、規定の運用の妥当性を検討・評価するとともに、規定の適正運用のために牽制機能を発揮することとします。

(社内規定の整備 平成 25 年 10 月末頃予定)

(b) 購買回議書の審査に係る社内規定の遵守 (不適正開示の発生原因の分析② (b) に対応)

購買回議書の審査の厳格化により、工事原価の先送りによる特定工種の予算未消化や簿外債務の返済のための上乗せ支払いによる特定の工種の予算超過などの付け替えを識別しやすい仕組みを用意することによって、工事原価の先送り、簿外債務の返済のいずれにも防止や早期発見の効果が期待できることから、次の改善策を講じます。

(改善策)

購買回議書の審査に関しては、購買部門が工事原価の付け替えを牽制する役割を担う主旨を社内規定に新たに規定したうえで、購買部門には同社内規定を厳格に遵守するよう指導します。また、購買部門における審査精度の向上のため、施工部門長は作業所長が毎月末日に作成する作業所における工種別の予算額とその消化状況及び見通しを記載した「工事損益予想表」を購買部門に回付し、購買部門はこれを指標として工種別予算確認を行うように、社内規定に明確に定めます。

(社内規定の整備 平成 25 年 10 月末頃予定)

(c) 予算照合手続の厳格化 (不適正開示の発生原因の分析② (c) に対応)

工事原価管理の一環として行う購買回議書回付時の予算照合を工種ごとに実施することにより、(工種ごとのチェックにより、返済のための追加の支払いが目立つことになり、チェックが厳しくなるため) 簿外債務を上乗せして返済する方策が絶たれることになり、工事原価の先送り自体も抑止できる効果が期待できることから、次の改善策を講じます。

(改善策)

管理部門が工事原価管理の一環として行う購買回議書回付時の予算照合について、現在の工事全体の実行予算総額との照合の方法から工種別予算照合の方法に改め、予算照合によって工種ごとに予算超過が生じた場合の承認手続や文書化手続を業務マニュアルとして定めます。

(業務マニュアルの整備 平成 25 年 10 月末頃予定)

③ 支払プロセスの改善 (不適正開示の発生原因の分析③に対応)

支払処理に際し、管理部門に回付される請求書類に納品書等が添付されることにより、工事の実施時期、契約時の数量と納品書等の数量を比較することが可能となり、不正行為の抑止効果が期待できることから、次の改善策を講じます。

(改善策)

作業所長が査定を行なった際の数量確認ができる納品書等を請求書類に添付する旨を社

内規定に明文化し、管理部門（各支店管理部及びこれと同一の業務を行う者）における請求書類の内容審査の方法を業務マニュアルとして新たに定めます。

（社内規定及び業務マニュアルの整備 平成 25 年 10 月末頃予定）

#### ④ 全社的な統制環境の改善

##### (a) 全役職員に対するコンプライアンス教育の実施（不適正開示の発生原因の分析④(a)に対応）

コンプライアンス規定を新設したうえで、建設業法のみならず会計的事項を含む諸法令等の遵守の徹底等を目的としたコンプライアンス教育の実施により不正の定義や、経営上のリスク等を具体的に認識させ、コンプライアンス意識の醸成を図る事により、その遵守及び財務報告の適正性の確保等のための統制環境の強化・充実に努めます。

具体的実施内容は以下の通りです。

- 1) コンプライアンス規定を新設します。（平成 25 年 10 月末頃予定）
- 2) 外部講師を招き、今回の事案を研修題材とした役職者（役員を含む）・従業員別のコンプライアンス研修を実施します。問題点の共有化や再発防止策を考えることを通し、具体的施策を従業員自ら提案させることで、日常業務におけるコンプライアンス意識を身近なものとして認識させることを目的とします。  
（平成 25 年 11 月～平成 26 年 1 月にかけて順次実施）
- 3) 更なる啓発を目的とし、集合研修もしくはeラーニングによるコンプライアンス教育を毎年継続的に実施します。（平成 26 年 3 月までに教材作成、平成 26 年 4 月以降実施）
- 4) また、階層別研修（新入社員研修・主任昇格時研修・管理職昇格時研修）実施に合わせ、コンプライアンス研修を実施します。それぞれの立場に即した内容とし、意識の継続を図れるよう指導します。（平成 26 年 4 月以降の研修より実施）

##### (b) ジョブローテーションの実施（不適正開示の発生原因の分析④(b)に対応）

各支店の責任者、発注権限のある施工部門及び購買部門の責任者については、長期間の在籍による権限の集中や馴れ合いによる不正事案の発生を防止する観点から、定期的なジョブローテーションを実施します。また、その他の部門の責任者やそれ以外の従業員については、営業力・技術力維持を確保しながら、適材適所に人員を配置していきます。

具体的実施内容は以下の通りです。

- 1) 今回の事象発生を受けて、関西支店の施工部門及び購買部門の責任者のうち、A及びBを含む5年以上の長期滞留者については、本年9月12日付で全員他部門へのジョブローテーションを完了しております。
- 2) 長期滞留者(5年以上)となる各支店の責任者、施工部門及び購買部門の責任者については、後任者の育成状況、業務の専門性、異動による影響等を総合的に勘案したうえで、ジョブローテーションを実施します。

##### (c) 内部通報制度の活性化（不適正開示の発生原因の分析④(c)に対応）

当社では、外部の弁護士を窓口にした「内部通報制度」を設けておりましたが、今回の事案に関しては、この制度が機能しておりませんでした。つきましては、再度従業員へ「内部通報制度」の内容、意義及び通報者の保護体制等を周知徹底するとともに、コンプライアンス違反行為については報告義務があることをあわせて周知徹底します。

具体的実施内容は以下の通りです。

- 1) 社内のイントラネットシステム、社内メールによって、「内部通報制度」の内容、意義及び通報者が不利益を被らないよう公益通報者保護法の趣旨に基づき保護体制が講じられている旨の周知徹底を図ります。(平成 25 年 10 月～)
- 2) 平成 25 年 11 月より実施予定のコンプライアンス研修において、「内部通報制度」の内容等のほか、コンプライアンス違反行為については報告義務があることを周知します。

## ⑤ 牽制機能の強化とリスク情報の早期把握

### (a) 支店管理部門の本社部門への移管（不適正開示の発生原因の分析⑤に対応）

現在支店内にある管理部の組織及び機能を本社部門へ移管します。本社部門への移管によって、移管後の管理部が購買回議書や請求書類の審査等の継続的モニタリングによって付け替え等の不正行為の情報を認識した場合に、支店を経由せず毎月 1 回開催される定例報告会を通じて直接本社管理部門に情報が伝達されることとなり、結果的に支店全般への牽制機能の強化を図ることができると考えております。

具体的実施内容は以下の通りです。

- 1) 支店内管理部を「業務管理部」として本社部門へ移管します。  
(平成 25 年 10 月組織変更予定)

### (b) 協力会社に対するアンケート調査の実施（不適正開示の発生原因の分析⑤に対応）

今回の事案に関しては、協力会社との通謀が発見をより困難にしていたものであることから、当社役職員による法令違反の行為等を未然に防止する事を目的として、1 年に 1 回程度の頻度で一栄会の会員企業を対象として、コンプライアンスに関するアンケート調査を行います。(平成 26 年 3 月末迄 初回調査)

### (c) 協力会社専用の相談窓口の設置（不適正開示の発生原因の分析⑤に対応）

今回の事案に関しては、協力会社との通謀が発見をより困難にしていたものであることから、当社役職員による法令違反の行為等を未然に防止する事を目的として、新たに協力会社専用の相談窓口を本社内に設置します。

具体的実施内容は以下の通りです。

- 1) 協力会社専用の相談窓口は、相談者が不利益を被る可能性を排除するため、直接協力会社との取引関係を有さない(本社)業務監査部門内に設置します。(平成 25 年 10 月～)
- 2) 相談窓口設置に関しては、協力会社への支払通知書(平成 25 年 10 月分)送付の際に相談窓口設置の目的、相談者が不利益を被る可能性を排除している旨及び付け替えを含む法令違反の行為等に応じないよう告知する通知書面を同封します。また同年 11 月分以降の支払通知書には、相談窓口の電話番号を記載するなどして、継続的な周知を図ります。(平成 25 年 10 月～)
- 3) 一栄会の定例会議等においても周知徹底を図ります。(平成 25 年 11 月～)

## ⑥ 内部監査体制の強化（不適正開示の発生原因の分析⑥に対応）

### (a) 監査部門の体制強化

今回と同様の不正を防止または早期発見するためには、業務監査担当（3名体制）による従前の社内帳票による監査のみならず、工務担当（1名体制）が行っている作業所における購買回議書のデータや実行予算とその消化状況を把握したうえでの作業所実査による原価処理のモニタリングが有効であることから、以下のとおり現在の社長直轄の業務監査担当に工務担当を統合し、さらに作業所長経験者を含めた人員の増強（全体で5名体制）を図り、従前の監査のみならず全国の各大型作業所を対象とした原価処理のモニタリングを3ヶ月に1度程度の頻度で行います。

また、作業所実査の際には、工事損益予想表、工事工程表、購買回議書等の内容から、工種別の支払時期、金額等に不整合がないかを確認し、不整合が判明すれば作業所長及び協力会社へのヒアリング等を実施し、不正防止に努めるものとします。

具体的実施内容は以下の通りです。

- 1) 「業務監査担当」に作業所の原価処理のモニタリング機能を担う「工務担当」を統合し、監査部門の強化を図ります。（平成25年10月～）
- 2) 作業所長経験者の監査部門への異動を実施し、監査部門の強化を図ります。（平成25年10月～）
- 3) 2)の異動完了後速やかに、従前の監査のみならず3ヶ月に1度程度の頻度で行う全国の各大型作業所を対象として行う作業所実査による原価処理のモニタリングに着手します。（平成25年11月～）

### (b) 監査役会との連携強化（不適正開示の発生原因の分析⑥に対応）

従前から、内部監査部門は内部監査の結果等を定期的に監査役会に報告する等、監査役会との連携を図っておりますが、内部監査部門の原価処理のモニタリングによる作業所監査の強化にあわせ、その監査における確認事項を毎月1回程度開催される監査役会にて報告すること等により、監査役会の監査機能の充実と不正防止の実効性の向上を図ります。

（平成25年11月～）

## 3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

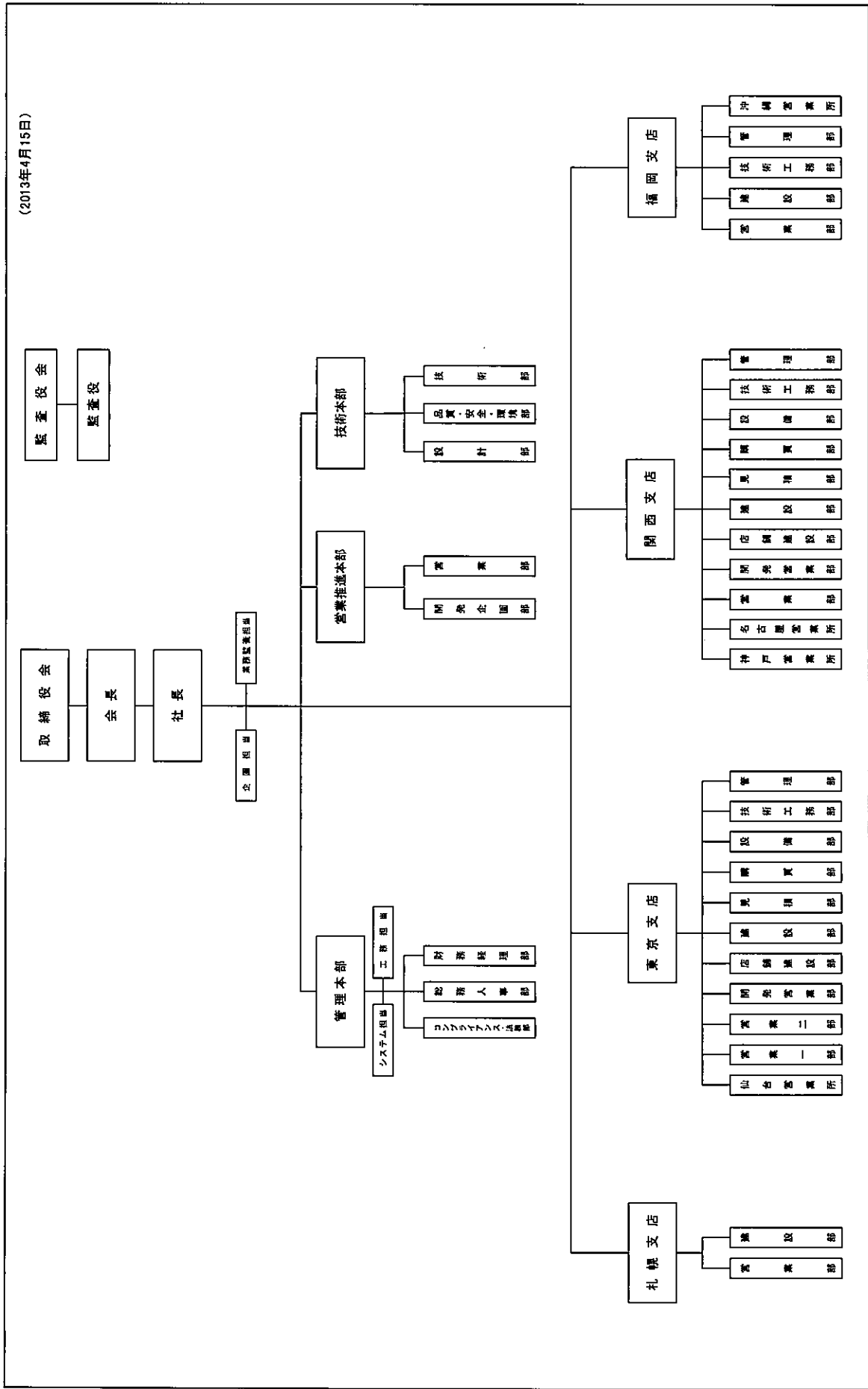
今般、当社における不適切な会計処理によって、過年度の決算を訂正するという事態となり、株主の皆様、お取引先様、投資家及び市場関係者の皆様をはじめ関係各位には多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

今後二度と同様の不適切な会計処理が発生しないように、本事案の関与者を社内規定に基づき厳正に処分するとともに、上場会社として重大な責任がある事を深く反省し、経営責任を明確にするため、取締役の報酬の一部を減額し、監査役から報酬の一部返上の申し出を受理いたしました。

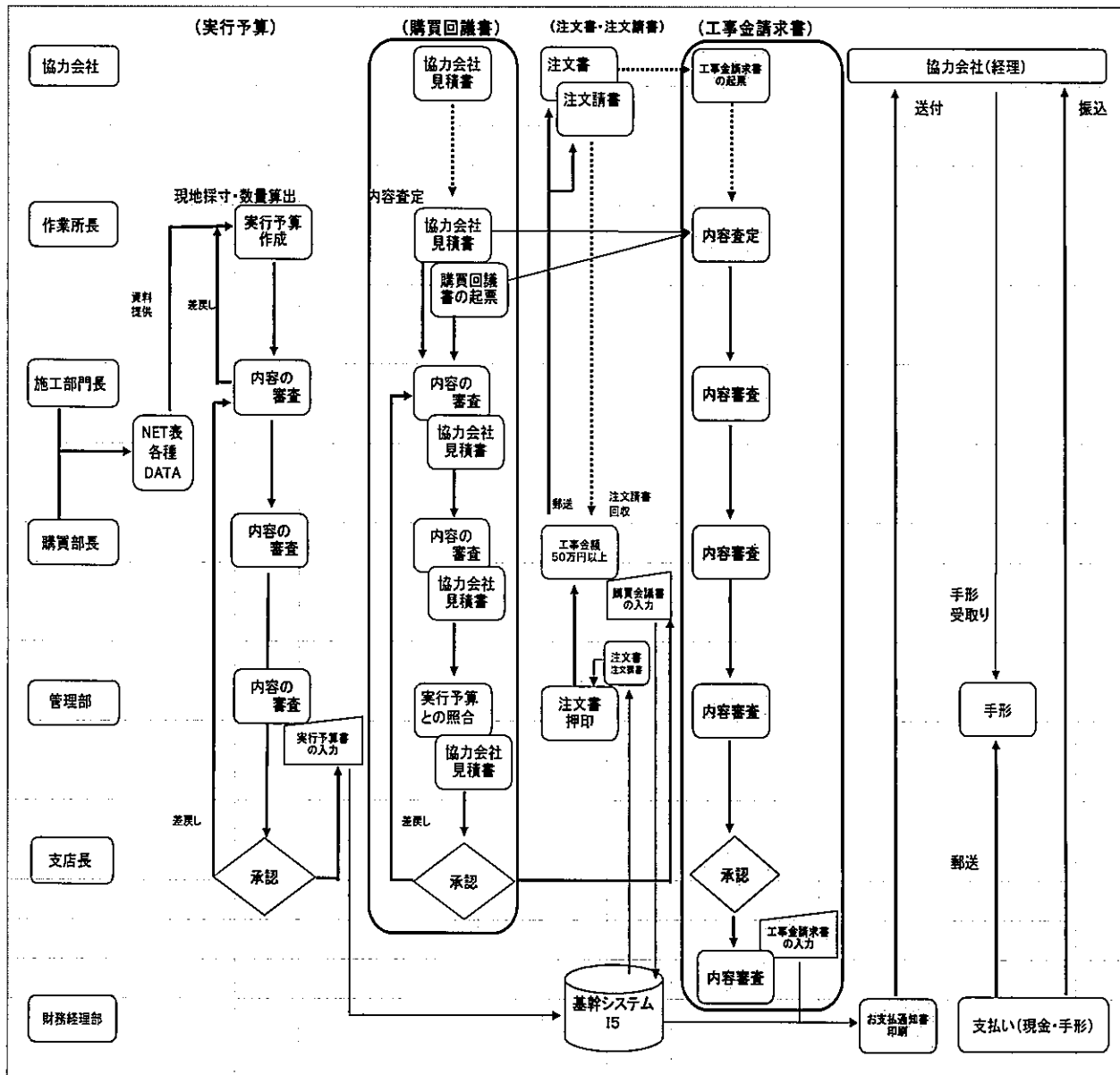
今後は、当社全役職員が一丸となり、本報告書でお約束いたしました再発防止策を確実に実行するとともに、全社的な観点からも継続的な内部統制の強化に努め、信頼回復にむけて鋭意努めてまいります所存でございます。

以上

第88期 株式会社イテケン組織図



### 帳票類の流れ



再発防止への取組みスケジュール

	平成25年 9月	10月	11月	12月	平成26年 1月	2月	3月	4月
① 受注プロセスの改善	規定の整備		整備後の規定に基づく運用・内部監査による検証					
② 購買プロセスの改善								
(a) 競争見積の例外処理の明確化	規定の整備		整備後の規定に基づく運用・内部監査による検証					
(b) 購買回議書の審査に係る社内規定の遵守	規定の整備		整備後の規定に基づく運用・内部監査による検証					
(b) 予算照合手続の厳格化	業務マニュアルの整備		整備後のマニュアルに基づく運用					
③ 支払プロセスの改善	規定・業務マニュアルの整備		整備後の規定及びマニュアルに基づく運用・内部監査による検証					
④ 全社的な統制環境の改善								
(a) 全従業員に対するコンプライアンス教育の実施	コンプライアンス規定の検討・新設		コンプライアンス・法務系研修実施		集合研修またはeラーニングによるコンプライアンス教育 階層別研修等の継続実施 (カリキュラム随時見直し)			
(b) ジョブローテーション等の実施	管理職再配置 (関西)	支店責任者・発注権限者のジョブローテーション方針の策定					定期的な実施	
(c) 内部通報制度の活性化	実施率	保護体制 等の周知	定期的なPR実施・フォロー					
⑤ 牽制機能の強化とリスク情報の早期把握								
(a) 管理部門の牽制強化	組織変更	業務実施						
(b) 協力会社アンケート調査							調査実施	
(c) 協力会社専用の相談窓口の設置	設置準備・協力会社 への周知		運用(通報情報の調査・再発防止など)					
⑥ 内部監査体制の強化								
(a) 監査部門の体制強化	相継見直し 人員増強		監査内容見直し		作業所監査、意見・情報交換の継続実施			
(b) 監査役会との連携強化							作業所監査、監査役会との継続的連携強化	